

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領

1. 趣旨及び目的

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るため、官民一体となった災害応急対策が求められる。中でも道路等の啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて大きい。

さらに、災害により建設会社等自らが被害を受けた場合には、①従業員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての信頼性及び地域貢献など社会的な評価を左右することにもなる。これら災害時の事業活動に必要な事項（事業継続計画）をあらかじめ定めておくことは、技術と経営に優れた企業の証である。

そのため中国地方整備局では、建設会社等の災害時における事業継続力を高める取り組みを推進し、中国地方における地域防災力の向上を図るため、新たに災害時の事業継続計画の認定を施行することとした。ただし、本認定は、建設会社が備えている基礎的事業継続力(BCP)策定の取り組み姿勢、災害時の対応体制の実行性）を評価し認定するものである。

この実施要領は、災害時の事業継続計画(BCP)を作成しようとする建設会社等（以下「申請者」という。）が作成・提出した災害時の事業継続計画(BCP)について、有識者を交えた専門的な視点で審査し、要件を満たす BCP を中国地方整備局長が認定するための基本的な事項について定めたものである。

2. 実施要領の構成

別図のとおり。

3. 新規審査について

3. 1 申請者

中国地方整備局における「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格注1)の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とする。

注1)一般競争参加資格の適用年度は、申請書類の提出時点とする。

3. 2 認定に関する事項

3. 2. 1 公募

公募は年間1回期間を設定して実施する。公募にあたっては、申請方法、申請先(問い合わせ先)、申請期間、申請書類の様式、審査方法及び認定基準など必要な情報を中国地方整備局のウェブサイト等を利用して周知する。

3. 2. 2 申請書類の作成及び提出

申請者は、災害時の事業継続計画の認定を受けようとする場合は、以下の申請書類を作成し、提出する。

- 一 災害時の事業継続計画認定申請書（様式1）
- 二 審査用チェックシート（様式2）
- 三 事業継続計画書（表題及び書式は全て任意）

3. 2. 3 審議の実施

(1) 審査会の設置

① 申請者から提出のあった災害時の事業継続計画の審議は、「中国地方における地域建設

業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行う。

- ② 審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成する。

(2) 審査方法

- ① 審査は、原則として申請書類に基づく「書類審査」と申請者の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」による。ただし、補整後の再提出に係る審査については補整の程度に応じて、有効期間を経過した後の更新に係る審査については認定基準に応じて、いざれも審査を簡略化することができる。
- ② 審査の具体的な方法は、審査会が定める。

(3) 認定基準

- ① 審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表する。
- ② この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最低限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図るものとする。

(4) 審議結果の通知

- ① 中国地方整備局長は、審査会からの審議結果報告に基づき、申請者に対して審議結果を通知する。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知する。
- ② 審査会事務局は、申請者から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(5) 申請書類の補整及び再提出

認定を受けられなかった災害時の事業継続計画は、申請者において適切な補整を行った後、再提出することができる。

(6) 再提出の制限

虚偽等の悪質な行為による理由により認定を受けられなかった申請者は、補整による再提出はできない。さらに、審議結果の通知のあった日から起算して1年間は、申請書類の提出もできない。

3. 2. 4 有効期間

認定を受けた災害時の事業継続計画の有効期間は、2年間とする。

3. 2. 5 認定の無効

(1) 認定の無効

- ① 中国地方整備局長は、認定を受けた災害時の事業継続計画について、次の各号に該当する事案が有効期間内に生じた場合は、事実関係を確認し、審査会に諮った上で認定を無効とする。
- 一 灾害時の事業継続計画の記載内容に虚偽等の悪質な行為が判明した場合。
 - 二 その他、認定の無効が必要と認められる場合。
- ② この場合、中国地方整備局長は認定を無効とした旨を建設会社等に通知するものとし、通知を受けた建設会社等は認定証を返還しなければならない。

(2) 提出の制限

虚偽等の悪質な行為による理由により認定が無効となった建設会社等は、認定を無効とする通知のあった日から起算して1年間は、申請書類の提出はできない。

4. 更新審査について

4. 1 申請者

中国地方整備局長より認定を受けた有効な災害時の事業継続計画を有する者とする。

ただし、やむを得ない事情により、有効期間を経過しても、更新申請が可能な場合がある。

4. 2 認定に関する事項

4. 2. 1 公募

「3. 2. 1 公募」と同じ

4. 2. 2 申請書類の作成及び提出

申請者は、災害時の事業継続計画の認定を受けようとする場合は、以下の申請書類を作成し、提出する。

- 一 災害時の事業継続計画認定申請書（様式1）
- 二 審査用チェックシート（様式2）
- 三 事業継続計画書（表題及び書式は全て任意）

ただし、申請者の社内担当者の異動、資機材の数量変化等による「軽微な変更」注2)により、事業継続計画を更新する場合は、二 審査用チェックシート（様式2）は不要とする。

注2) 「軽微な変更」とは、別表の様式を変更、更新した場合とするが、摘要欄に記載がある場合はその記載内容に限る。

4. 2. 3 審議の実施

「3. 2. 3 審議の実施」と同じ（ただし、（2）審査方法、（3）認定基準は、下記のとおりとする。）

(2) 審査方法

- ① 審査は、原則として申請書類に基づく「書類審査」によるものとし、必要に応じてヒアリング（電話確認を含む）を実施することができるものとする。
ただし、「軽微な変更」による更新の審査、補整後の再提出に係る審査については補整の程度に応じて、いずれも審査を簡略化することができる。
- ② 審査の具体的な方法は、審査会が定める。

(3) 認定基準

災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準は、「3. 2. 3 審議の実施」（3）認定基準の「書類審査」に係る基準と同じとする。

4. 2. 4 有効期間

認定を受けた災害時の事業継続計画の有効期間は、3年間とする。

4. 2. 5 災害対応を事由とする有効期間の延長

更新申請期間に災害対応を実施した場合は、認定の有効期間を延長する申請を行うことができる。

(1) 申請可能な条件

申請開始日の 2 か月前から申請締切日までの期間に以下規定の災害対応等に従事していること。

<規定>

- ・ 国・県・市町村等の行政機関との災害時の協定に基づく業務を契約または履行

(2) 申請書類の提出

申請者は、災害対応を事由とする有効期間の延長を申請する場合は、以下の申請書類を作成し、提出する。

- 一 認定期間の延長に関する申立書
- 二 当該業務の契約や履行が確認できる公的な書類（申立書の別紙に記載すること）
(例：契約書・施工計画書・完成通知書など工事開始日や終了日の日付が記載されているもの)

(3) 延長期間

原則として 1 年とする。

4. 2. 6 認定の無効

(1) 認定の無効

- ① 中国地方整備局長は、認定を受けた災害時の事業継続計画の更新審査において、次の各号に該当する事案のいずれか一つでも該当する場合には、審査会に諮った上で認定を無効とする。
 - 一 定期点検計画に基づいて定期点検を実施していない。
 - 二 訓練計画に基づいて訓練を実施していない。
 - 三 定期点検結果と訓練結果に基づいて事業継続計画の見直しを実施していない。
- ② この場合、中国地方整備局長は認定を無効とした旨を建設会社等に通知するものとし、通知を受けた建設会社等は認定証を返還しなければならない。

(2) 提出の制限

虚偽等の悪質な行為による理由により認定が無効となった建設会社等は、認定を無効とする通知のあった日から起算して 1 年間は、申請書類の提出はできない。

5. 普及・啓発に関する事項

関係学会及び建設業協会等と連携して、災害時の事業継続計画の普及・啓発を図るものとする。

6. 認定結果の活用

- ① 認定を受けた建設会社等の名称は、中国地方整備局のウェブサイト上で公表するもの

とする。

- ② 今後、認定の進捗状況を見ながら認定結果の活用方策について検討する。

7. 支援体制

- ① 建設会社等が新たに災害時の事業継続計画を策定するための参考図書として、「災害時における建設会社の事業継続計画」作成解説書、事業継続計画の作成ポイント・留意点を発行する。審査の結果、申請書類に共通した軽微な修正事項が多数見られる場合、作成解説書の見直しを適宜、実施する。
- ② 中国地方の各大学と連携して、BCP の策定を支援するための方策について検討する。また、職員による出前講座等を実施する。

8. 付則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 26 年 2 月 21 日から施行する。

この実施要領は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

この実施要領は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。